

21. 船舶検査業務及び海洋汚染等防止設備に関する検査業務の現況

〔1〕 船舶検査業務の現況

海上における人命の安全の確保及び船舶の堪航性を保持するため、SOLAS 条約（海上における人命の安全のための国際条約）及び LL 条約（満載喫水線の関する国際条約）等を受け、船舶安全法が制定されている。

船舶安全法に基づき船体、機関、救命設備及び消防設備等について製造検査、定期検査、中間検査及び臨時検査等を実施し、合格した船舶には航行区域等の航行上の条件等を定め、船舶検査証書を交付し、国際航海に従事する船舶には申請により必要な各種条約証書を交付する。

通常の船舶検査に加え、SOLAS 条約等の改正等により以下の業務を行っている。

- ・ 人的要因による重大海難事故の発生を防止するため、SOLAS 条約に ISM コード（安全管理システム）が導入され、国際航海に従事する旅客船やばら積貨物船等に平成 10 年 7 月から適用されている。また、内航海運事業者からの要望に応じて平成 12 年 7 月から同コードが強制化されていない内航船舶に対しても任意の申請に基づき審査（任意 ISM）を実施している。
- ・ AFS 条約（船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約）の発効を受けて船体外板の塗装について平成 20 年 9 月から検査を実施している。
- ・ SOLAS 条約に基づく IMSBC コード（国際海上個体ばら積貨物規則）を取り入れた特殊貨物船舶運送規則及び危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づき、荷送人に対して一定の貨物の種別及び運送要件等の確認書を交付するとともに水分管理手順書の交付事務を行っている。
- ・ SOLAS 条約第 XI - II 章及び ISPS コードを取り入れた国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律が平成 16 年 7 月に施行され、国際航海に従事する日本船舶に対し検査を実施している。
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）が平成 18 年 12 月に施行され、一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船の基準への適合状況を定期的な立入検査により確認している。

〔2〕 海洋汚染等防止設備に関する検査業務の現況

MARPOL 条約（海洋汚染防止条約）を受け、海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的として、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という。）」が制定されている。

海防法に基づく検査は、以下の設備のうち総トン数及び航行区域等により適用のあるものに対し、定期検査、中間検査（ふん尿等の排出防止に関する設備等の検査を除く。）及び臨時検査等を実施し、合格した船舶には海洋汚染防止証書を交付している。

- ・油の排出防止に関する設備等
- ・有害液体物質の排出防止に関する設備等
- ・ふん尿等の排出防止に関する設備等
- ・大気汚染防止検査対象設備
- ・有害水バラストの排出防止に関する設備（平成 29 年 9 月 8 日施行）

なお、平成 31 年 1 月 1 日から燃料油消費実績報告制度が導入され、国際航海等に従事する総トン数 5,000 トン以上の船舶の所有者に対して、毎年消費した燃料油の実績について収集し、国土交通省への報告が義務づけられ、当該報告が妥当と確認された場合には燃料油消費実績履行確認書が交付されることとなった。

また、2020 年 1 月 1 日より、船舶で使用する燃料油中の硫黄分（SO_x）濃度が現行の 3.5 パーセントから 0.5 パーセントへ全世界的に引き下げられることから、技術的な対応方法や船舶の機関に対する影響等を船舶所有者等へ情報提供している。